

令和元年度 第2回石狩市社会教育委員の会議 議事録

日 時 令和元年10月18日（金）午後4時00分～午後6時00分
会 場 石狩市公民館 第一研修室
出席者 木村委員長、大橋副委員長、船木委員、林委員、永田委員、二上委員、高橋委員、納谷委員、竹島委員、大内委員、長山委員、松本委員
事務局 東次長、伊藤課長、斉藤主査（社会教育主事）、遠藤主任、薩来主事
傍 聴 0人

（斉藤主査） ただ今から令和元年度第2回石狩市社会教育委員の会議を開催いたします。始めに木村委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

（木村委員長）

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。わたしは、7月から社会教育主事講習等でずっと外に出ていたのですが、先日時間が空いた時に、名寄市の智恵文というところへ地域づくりの関係で行ってきました。智恵文は、元々人口2000人の村だったのですが、名寄が市になるときに合併しています。農家は畑作中心ですごく生産量が高く、一戸あたりの経済は豊かなのですが、私が35年前に調査をした時は1000人以上いた人口が、今は400人台に減っております。名寄の合併と合併以降のことを考えるうえで勉強になると思い行ってきました。わたしが以前調査を行なった当手を振り返って、その時と比べてどう変わっているかをもう一度調べたいと言ったら、名寄の友人からは「お前の終活だ」と言われました。社会教育委員の仕事もわたしにとって、もしかしたら終活なのかもしれないですが、卒業の仕事として、みなさんといっしょにしっかりと仕事をしたいなと思っております。

（斉藤主査）

ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行につきましては、木村委員長にお願いいたします。

（木村委員長）

それでは会議次第に従って会議を進めたいと思います。まず、報告の1 第59回北海道社会教育研究退会（十勝大会）について、大橋委員と私が参加しましたがけれども、大橋委員から報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。

（大橋委員）

みなさん、こんにちは。10月10・11日の2日間、帯広市で行われた第59回北海道社会教育研究大会に、委員長と私と斉藤主査の3人で参加してきました。本大会の内容としましては、お手元の資料にあるとおりに行なわれました。また、木村委員長は全道大会の副大会長という立場で全体の運営にも関わっておられました。分科会につきましては、木村委員長は第1分科会、斉藤主査と私は第4分科会ということでそれぞれ参加してきました。記念講演の講師は、元

東大総長で、(株)三菱総合研究所理事長 小宮山 宏 氏。「誰もが輝くプラチナ社会～人生100年時代の地域づくりと教育～」をテーマに、持続可能な地域創生について講演されました原発はコストが安いと言われていますが、結果的にはコストは高く、再生エネルギーの大切さを語られておりました。特に印象的だったのは材木の話。材木は山から切り出すのではなく都市部の住宅にある。これからの時代は、エネルギーや原材料をどう再利用するかという話でした。

分科会では、石狩は来年度から厚田学園が小中一貫校ということで行なわれますし、全国各地でコミュニティスクールがどんどん作られているのですが、社会教育と学校教育の連携ということで考えると、地域の教育力も大事になってくる。昔は学校の周りに教育住宅があり、地域と一体となっていたけれども、最近はその教員住宅がなくなってきて、地域の中心となって関わっている人達が少なくなっている。また、10年以上たってもメンバーが変わらず、だんだんと高齢化がすすんでいくという、どこの市町村でもあてはまる問題があるという話をされていました。

(木村委員長)

ありがとうございました。わたしも分科会に出まして、石狩の社会教育委員のみなさんの活動について報告してきました。次に、令和元年度石狩市芸術文化振興奨励補助金について、事務局から報告をお願いします。

(斉藤主査) 【資料に基づき説明】

(木村委員長)

それではみなさんこの申請について、ご意見いかがでしょうか。

(大橋委員)

過去の交付事業一覧をみると、それぞれ記念事業や、石狩市民の目に触れる形の冊子を作っているけれども、その内容と今回の申請内容はちょっと違うので、その辺りをもう少し知りたいと思います。開催場所も東京なので、石狩市民は対象ではないのかなと思います。

(林委員)

この展示は、入場料をとるのでしょうか？

(斉藤主査)

予算の中に入場料は入っていないので、とらないと思います。

(永田委員)

入場料をとらないとしても、個展ということは、展示している作品を販売しますよね？

(木村委員長)

その場で販売するかはわかりませんが、展示品を購入希望の方がいれば、後で販売はすると思います。

（大橋委員）

販売があった場合は、報告はあるのですか？

（斉藤主査）

販売するということを聞いていなかったの、まだ確認をとっておりません。

（納谷委員）

個人にも行政から後押ししてもらえるのはすばらしいと思います。事業者は本や写真集をだしているのですか？

（斉藤主査）

写真集を出しているということは聞いておりません。

（木村委員長）

美術家はなにかしら個展や冊子を出していたりするので、次回以降同じような申請があった場合は、いままでの実績として確認したほうがいいですね。

（船木委員）

石狩美術協会の会員は、色々な賞をもらっている人しか会員になれないので、何かの賞を受賞していると思います。

（伊藤課長）

以前ご本人が申請にいらしたときに、たしか深川市アートホールで展覧会を行なったということをおっしゃって、チラシをもってこられていた記憶があります。

（永田委員）

過去に補助金を交付した交付事業一覧に陶芸クラブの作品展がありますが、これはただ展覧しているだけなのでしょうか？それとも売れたということがあったのでしょうか？

（木村委員長）

これは1人の個人が作った物ではなくて、陶芸クラブに参加している複数人の人が出したもので、その場で販売はしていないと思います。ただ、欲しいなと言う人が後から言うことはあると思いますが。少なくとも販売を目的とする作品展ではありません。

（大橋委員）

わたしも作品展を見ましたが、値札もなにもなく、ただ作品を展示していただけでした。アートウォームでやっていたのですが。

(木村委員長)

成果の発表の場ということですね。ただ、福岡さんの場合はプロなのかセミプロなのかわかりませんが、多分個展を開催することを通じて、自分の能力というか技術を理解してもらって、できれば買ってくれる人がでたらいいなという性格の展示会だと私は思いました。なので、東京に行ったほうがちゃんと値段をつけて買ってくれる人がいっぱいいるからだということだと思いのですけれども。

(永田委員)

いままで、福岡さんと同じような申請がないので、今回が前例になりますよね？

(木村委員長)

いままでの前例にない、初めてのことなので、もしここで補助金を出すとすると、場合によっては他に同じような申請がでてくるとおられますので、今の基準が果たしていいかどうかということについては、当然、場合によっては検討しなければならないと思いますけれども、今のところ、この基準の中に今回の申請ができない理由がない。ただ、みなさんからの意見にありましたように、石狩市民の税金を使うのですから、石狩市民のためにというものがないといけない。東京だと石狩市民が見ることができないので、補助金を出す条件として、東京に持っていく作品を事前に石狩市民に見ていただく機会を作っていただくことを条件として、申請を認めることにするのはどうでしょうか。会場については、教育委員会で用意してもらおう。この展示ができないのであれば、補助金の助成を認めないということはどうですか。今回の申請の件ではありませんが、石狩市以外で個展や展覧会を行うことについて、今の基準でいいかどうか。当然東京などで個展を行う場合、宿泊旅費や往復旅費がかかりますので、これら全てを含めて事業の対象経費としてその半額を交付することがいいかどうかについて、今後検討すべきであると思います。要綱の変更については、案をつくって、例えば次回の社会教育委員会議等で決めることになるのですか。

(斉藤主査)

皆さんの中で、要綱についてどのような制限を設ければいいかについて、意見があればそれを出し合ってもらって、会全体としてやはりこうしたほうがいいということであれば、そのような方向で検討していくということになるかと思います。

(大橋委員)

わたしは今委員長のいわれたとおりに、こういう作品が東京で展示されるということが市民にわかる形で、可能であれば、事前に展示していただくのが一番いいと思います。そういう方向で検討していただくことを条件としてつけ加えてほしいと思います。40点の作品の中で石狩の作品は6点ありますが、石狩をどのように発表しようとしているのか、説明があるといいと思います。今までの事業一覧を見ても、石狩市民に還元されている内容なので、それを条件にぜひつけ加えていただければと思います。

(林委員)

先ほど補助金交付要綱を見ましたけれども、「なにを根拠に交付するか」ここに戻らなければ、いけない。感覚的な話をしても説得力がないと思います。第2条（2）ウのその他日常的な活動が地域の芸術文化の発展に寄与していると認められること。この方がこの対象として認められるかどうかということが1点。それと開催場所が東京都ということで、予算が非常に高い。宿泊費や交通費もかかるし、会場の使用代金も高いと思われます。はたしてこれを対象として認めているのかどうか。根拠に基づいて、まず石狩市で実績をつくっていただきたい。それが大前提になるのではないかと思います。なにを根拠にするのかというと、こういう規定がありますよと。それについて我々が審査しましたというようにしなければならない。ただなんとなく断面的な意見を言うわけではなく、根拠に基づいて決定しなければ、今後に繋がっていく問題だと思います。

（木村委員長）

基準の中で検討するとすれば、石狩市内で、例えば作品展を開催した実績がある場合はというようなことをつけ加えるということも考えられます。ただ、今回は、今の基準の中でこれは絶対にダメだという基準がないので、条件として東京で展示する作品を、まず石狩市民にも見てもらってから東京で展示してもらおうという依頼をして、そのうえで条件を満たせないのであれば、申請できませんというようにしたいと思うのですが。

（船木委員）

一つ確認なんですが、石狩市民のために個展をというお話については、石狩美術協会の事業で、アートウォームで個展をやっているんで、それに一つ二つ出展していれば、OKなのかどうか。多分出展されていると思いますので。この申請の計画概要一覧を見ると、石狩美術協会の設立に参加して事務局次長をされているので、石狩美術協会の活動には多分、率先して参加されていると思いますので、それを実績として認めるというのはどうでしょうか。

（木村委員長）

わたしの考えとしては、石狩美術協会として作品展を開催するのであれば、それでもいいのですが、今回は個人として作品展を開催するので、自分の作品をある程度そろえた作品展でなければ、実績として認められないと思います。沢山方の作品が展示されている中に、一つ二つ作品を展示しているのが実績なので東京でやるという話にはならないと思います。基準を作るとすれば、そのような形になると思います。

（船木委員）

個人と団体で住み分けをする必要があると私も思います。

（斉藤主査）

この方は美術協会展のほかにも、市役所のロビー展等で作品を展示されたこともあります。ただ、みなさんがおっしゃっているのは、今回東京に行くのにあたり、石狩市市民の目に触れるかどうかという部分がポイントになっていると思うので、その部分で色んな意見をいただいていると思います。

(高橋委員)

東京で展示を行なうことによって、なにが石狩市のアピールになるのかわからない。

(木村委員長)

わたしは、石狩市を対象とした作品でなければならないという決めはないと思います。石狩市民で優れた文化活動をしている人が、その成果物を東京で展示するのを応援するという場合ももちろんあると思うのですが、ただ、なんなのかわからないまま評価することはできないので、本当はその実績がある人に補助をするのがいいと思います。ただ、今のところその基準はないので、今回については全体の枠もありますので、条件付で認めるとことにするという提案をしたところです。

(船木委員)

もう一つ整理していない議論があるのですけれども、販売についてもしあるとすれば、要綱にある事業費の20%以内の範囲で増減する場合に抵触する場合、20%を超える販売があれば、収入として届出の変更の処理をしなければならないというものがありますよね。

(木村委員長)

実際に販売があったかどうかはわかりませんよね。その場で買って持ち帰るわけではなく、そこで作品をみた方が後から作者に連絡をして買ったりするわけですから。

(船木委員)

わたしが必要だと思う条件は、「その場で」というわけではなくて、「この事業」に関して、収入等が20%を超える範囲で変更が生じた場合は、その変更申請をお願いしますというのは、交付決定をする責任上、それは市としてやると思うのですが。後で販売したからいいかというのは難しいと思います。報告や変更をするのは本人であって、補助要綱上、認めるとか認めないとかという話をしているのではなく、事業費変更が生じた場合は、きちんと届出してくださいねということは、多分行政として責任があるというところは問われると思います。そこは事業計画書を信託して、この通りの経費支出であれば、事業費として認める。それ以外の20%を超えた場合の増減があればそれは変更という要件で交付しているので、変更申請が必要だという指導はきちんとしておく必要があると思います。後で売れた場合の処理は個人にゆだねることになると思いますし、それは良識かもしれないですが。条件にはできないので、事業費としてどうかということになります。

(竹島委員)

結局、本人の良心にゆだねるということですよ？それでいいのか。税金を出す場合に。やはり一般市民は、それは納得できないことではないかなと思います。販売で得た利益があるのに、果たして補助金をだすべきなのかどうかというところは、非常に問題に思います。この件に関して補助金を交付することは反対です。

(斉藤主査)

販売があつて、どれだけの利益があつたかという確認は、最終的にはいろんな領収書とともに、確認しなければならないと思いますので、そこは確認したいと思います。

(大橋委員)

いまおっしゃっていたのは、やはり販売が含まれているのが問題です。販売があることに対するおさえをしっかりとしておいたほうがいいと思います。

(木村委員長)

美術作品について、芸術活動を社会教育としてどういう風に支援するかということを議論になるので、その美術作品に、お金がついて売れるものは支援しないということには、ならないのではないかなと思います。そこが難しいですけど。

(船木委員)

それがこの20%の範囲内であれば、この交付要綱は認めるということになっているんですね。それで私が20%の増減ということを先に申し上げていたのですけれども、それ以上になると、行政的には交付した後の監査しかないと思います。

(木村委員長)

今まで個人の活動について、市外で行なうことを対象に支援するということを想定していなかったわけですね。逆にそれがだめだということも想定していなかったもので、それで問題がでてきたので、今議論になっているのですが。

(長山委員)

こういう陶芸の申請は過去に通っていますよね？それもやはり後でほしいとなったら買いますよね？

(木村委員長)

そこはプロとアマチュアの違いや、いくらで売れるか売れないかということはあるんですが、あまりグループで1人1点ずつ出したものを、例えば個人が自分の作品を外に持って行って、それが売ろうと売れまいとあまり問題にはならないと思います。プロの作者が、個展をやるということは、それは自分の技術、芸術家としての能力を認めてもらって、評価されたいためにやるわけなので、そのところが今の基準では難しいところがある。石狩市は芸術活動が盛んで、それを市として応援しているということを示すのは、それなりに意義のあることかと思います。なので、そこが難しい議論をしなければいけない。

(二上委員)

個人の出展と言うことに対して、行政が全面的に応援するということには、ちょっと危険だなと思うんですね。例えば石狩美術協会等の団体から応援して行って、それがだんだんと浸透して行って、市民にもわかる段階になれば素直に補助金を出せると思えるかもしれないのですが、これは直接この個人から申請がきているので、とても違和感があります。そして、計画概要一覧

をみると、作品の全部が石狩のものではなく、40点のうち6点を展示すると書いてあるものですから、結局自分が出展するときに、石狩のものがないと補助金がもらえないから出すんだなと感じます。

（木村委員長）

それは、必ずしも石狩のものがあってもなくても、芸術作品として優れたものであれば、べつにいいのではないかと私は思うのです。石狩市民のたくさんの目に触れたときに、東京に行くことについて補助するのはなぜかということになった場合、やめさせることにするのか、そこは難しいとおもいます。

（永田委員）

芸術作品として優れたものであるなら、自分の力で活動できるので、補助の必要はないと思います。そもそも補助をださなければいいわけですから。いくのは自由ですから。石狩市で展示を行っても、それが補助に値するいいものなのかどうなのかの判断はできません。

（木村委員長）

ただ、いまはやったらだすよと言っているので、やったときの結果について、どうしてかということになった場合、どうするかということを提案しているわけではなくて、今回は実績をつくっていただいて。これからはその実績があるかどうかで判断をする。実績のある人に出しますよということにした方がいいと思う。ただ、今回は実績を作っていただいてももらえなければ出ませんよという提案なのですが。

（林委員）

今、みなさんがおっしゃっているのは、まず、実績がわからない。われわれ一般市民が、申請者がどのような作品を作っていて、どのような活動をしているかという実績が確認できない。そして、個展という個人の活動は、商売を行なうことと同じことで、場合によっては売ることになるので、本来的には、そこで売るのではなくて、ただ単に展示だけを行なって、売る売らないは、個展が終わってから個人でやる分にはいいとぼくは思うんです。先ほど先生がおっしゃったように、今の20%という問題は、その場で契約を結ぶとか、売りますとか、売約済みとかいう話になってしまうと、それは個展じゃなくて販売の促進のための事業になってしまうので、それは問題ではないかと。そういうことの全てがグレーなんです。そういうところに、市民の税金を使っていいのかと。はっきりしないものを。僕はそう思いますね。なので、それまでにきっちり実績を作って、ちゃんと活動の姿勢を確認できた段階で許可するのならばいいですけども、漠然としていてグレーが多いなかでできますかと、ぼくは思います。

（永田委員）

実績ができたとしても、そのことと、販売活動を個人でしていいかということは、違う気がします。

(林委員)

展示を行なっても、個人がその場で売ると言うんですよ。その場で売るか売らないかもわからない。展示を東京でやりますよということで、その場で「じゃあ、売ってください」と言われたら、売るとするのはまずいでしょう。

(木村委員長)

あからさまに売るということではないと思うのですよ。結果として、そういうことになりますし、プロとして個展を行う以上、当然、絵が評価されて売れるようにしたいということは、芸術活動・共有活動を支えるために不可欠であるので、売ったらだめとか売れたらだめとかいうことではないと思います。

(林委員)

その場で契約を結ぶ。たとえば、その場で名刺を渡して、後からご連絡をくださいと、後でお話をしますよという、そのくらいのところでとめておいていただいて。売ることはいいです。プロですから。だけど、それが、逆に言うと、そこで販売促進のための展示会をやられたら困るということです。それは行政としても絶対だめですよ？市民の立場としても。だってわからないですよ。それをきちっと確認しなければならない。だからグレーだと言っているんです。

(永田委員)

ひとつ聞いてもいいですか？この一覧をみると、毎年2つとか3つ申請がありますよね？今年度はこれ1件のみの申し込みなんですか？

(斉藤主査)

はい。そうです。

(木村委員長)

われわれ社会教育の立場として、申請したい団体がぜんぜんないということが、たとえばすごく高齢化がすすんだりして、芸術文化活動が衰退しているのではないかと、そういうことはすごく心配なことで、こういうことがずっと続くのであれば、個別に補助金をだすよりも、文化活動全体を発展させるためにどのように税金をつかうのかという、もっと根本的な話をしたほうがいいかもしれません。でも、今年は、全体の枠の中でいかに使うかと言う中でこの申請ができたので、今日の提案になっていると思うんです。

(伊藤課長)

実はこの補助金に対しては、本年の5月の段階で、ある団体から相談があったのですが、この要綱の7条に、補助金の交付の制限というものがあまして、1の事業については、1回限り交付するというものがあります。同じ団体が何回も同じ事業はできませんよという意味なんですけれども、ここに触れることがあまして、その団体に対してはお断りしたという経緯はございます。ですので、ある意味市内の団体が限られているとすれば、同じ事業では2度とももらえないわけですから、だんだん減っていても仕方ないという側面もないことはないのかなと思います。

(木村委員長)

その条件をなくすということも、場合によってはあるんですよね？

(伊藤課長)

そうかもしれません。

(大橋委員)

補助金をうけとれないのは、2年つづけて申請した場合ですよね？

(伊藤課長)

同じ事業者については、2年続いて交付しないというのがありますが、その前段で一つの事業については1回に限り交付するというものがあります。例えば何周年事業。ある団体が設立10周年事業を行なって、次に20周年事業を行う場合、そのような周年事業については、1回とカウントしますので、周年事業については、2回もらえませんよという制限です。

(永田委員)

今回は、こういう方向にしようということが決まったとしても、それはあくまで本年度の特例として考えて、この要綱は根本的に見直さないと、このままではいけないと思います。こういう申請はもうしないということを確認しなければいけない。

(木村委員長)

そういう申請が続く可能性が前提になるわけですけど、なので今回は条件付で、少なくとも石狩市民に見てもらう機会をちゃんと作ってもらいます。だからこれからは、必ず外に出て行くような場合は、石狩市民のために展示会等を行なうということが必要だと思います。

(永田委員)

石狩市民のために、展示をしたいということがあれば、同じように例えば東京で個展を開いてもいいということにするんですか？

(木村委員長)

全部がそうではないと思います。

(林委員)

根拠がはっきりせずグレーばかりで、結論ありきで話すのなら、議論する必要はないのではないですか？

(木村委員長)

結論ありきではないですが、私はそういう実績を発表することを条件にして認めるというのは事前に私たちが考えたことですが、全体としてそれは認められないようなので、例えば実績を登

表したうえでそれをもう一度みんなで会って相談したうえで、みんなで決めるとかがいいのか、それとも全くこの申請を認めないのか。

（伊藤課長）

まず大切なのは、今回のこの展示会のなかでは、作品の販売の有無。ここがやはり大切だという意見をいただいたと思います。ですので、この展示会の中で販売をするのであれば、それは適切ではないのではないかとということだと思います。

（木村委員長）

多分販売することはないとおもいます。ただ、わたしは、そこはあまり大事なことはないと思います。

（船木委員）

展示すると内容に書いてあるので、多分販売はしないと思うんですが、もしも事業費変更があった場合は、20%に含めて許可していただけたと思います。

（林委員）

行政としては当然、委員会の立場として、販売はまずいときちつと言うべきだと思います。売らないと思うというのではなくて、これは我々の立場として言わなければならない。そこは確認してきちつとやらなければならない。そして、きちんと言ったのであれば、それは次の段階の話ですから。言わんとしている方向としては、われわれはそう考えている。それともうひとつ、議案の内容を考えようというのは、また別の問題だと思うのです。今後の問題です。いま議案はあるのですから、これにしたがってどうかということです。こういう事例がまたたくさんでくるかもしれないが、今回はまた別に考えましょうというのはまた別の次元で、聞いた話で判断しないと、あれもこれもと判断すると、ますます議論がおかしくなってしまうので。それと、今いったようになにがグレーなのか販売するのかどうか、なぜ、実績があるのかどうかという疑問がだされたということは、そこは福岡さんにも話をして、きちつとそこで今後どのように対処したらいいかという意見がたくさんでたということは、そこはやっぱきちつと福岡さんにお伝えすべきだと僕は思います。それから判断するということにしないと。あと、委員長がおっしゃったように、今こういう事象が1つしかでていないからどうかというのは、これを判断することと全く別の次元の問題だというように思います。それは、税金を使うんですから、きちつとした根拠に基づいて、きちつとした趣旨に基づいてやるべきだと思います。これは実績になりますので、きちつと線を引いて考えるべきだと思います。グレーでなんでも流されてしまうとまずいと僕は思います。

（木村委員長）

プロの作家が個展を行って、その作品を売るなど言うのは、ちょっと、もともとそれだったら芸術活動そのものを応援してはいけないということになってしまうので。ただ、いま全体としてこれは、今までの基準では認めるべきではないというように社会教育委員のみなさんは考えているんですよね？私は、事務局の考えは、今までの基準では、この申請を断る根拠がないので、認

めざるを得ないのだけれども、認めるうえでは、少なくとも石狩市民に見てもらわなければいけないという提案ですが、この提案ではだめだと、やっぱりちょっとこの申請は認められないのではないかということが、全体のみなさんの多数意見のような気がしますけれども。どうですか？みなさん。

（竹島委員）

第2条の（2）のウ、その日常的な活動が地域の芸術文化の発展に寄与していると認められること。には、十分ではないと言えるのではないのでしょうか？このことは、私も疑問に思ったので、これを申請できないという理由の一つにあげてはいいのではないのでしょうか？そこが不十分だから市内で展覧会を開くというのは、事後ですよ？許可してから展覧会を開くというのはちょっと違うかなと。

（高橋委員）

日常的な活動をしているのかどうかはわからない。厚田で、日常目に触れるところに飾っているのかもしれないのですが、私が気がついていないだけで。その辺がどうなのかと。

（大橋委員）

かもしれないではなく、本人からきちんと説明を受けていればいいんだけど、これではわれわれが予想をしているだけで、結論はだせないですよ？それで、きちんとした確認をとったほうがいいというのが、さっきの林さんの意見なんですよ？

（納谷委員）

石狩にとっても大切な市民ですからね。それを育てるためにも応援してあげる気持ちもあるし、やっぱりみんなに納得していただけるようなことをお伝えしたいということですよ。

（木村委員長）

地域文化の振興に寄与するかしないかというのも、なかなかすごく難しい表現なんですけど、単純にこの人は寄与していないと言い切れないので、そこは難しいですよ。あなたの芸術活動は地域の文化に寄与していないと行政が言って断ることはできないと私は思うんですよ。

（舟木委員）

ちょっと参考意見なんですけど、社会教育委員の活動で、団体を取材するというのが春に決まりましたよね？その取材の対象として私が石狩美術協会に行ってきて、いろいろインタビューをして情報を持っているんですけども、石狩美術協会の会員になれる方は、道の個展とか、色んな個展で入選したり、特選したりした、いわゆる名の通った人ばかりなんですよ。なので、その辺の画家は会員になれないという団体なんです。それで、そういうノンプロの人たちが、個別に市民に対して、書道教室を行ったり、絵の描き方の指導教室をやったりと、個人活動はそれぞれされているようです。ただ、名の通って個展で、賞をもらった人しか会員になれないという規約があって、それで、発表の場を設けるためにアートウォームで発表したり、それぞれ文化祭でだったりしているということなので、個人がどこまで貢献しているかということを考えると、それ

それぞれなりにでできますけど、では、どのくらい出していけばというところがまた細かくでてくるので、石狩美術協会の会員であれば、たぶんそれなりの功績をもっている方だという取材はさせてもらいました。

（大橋委員）

ただ、これが通ると、個人でも「個展を開くのに補助がでるんだ」というようになるのではないですかね？

（舟木委員）

それはいいんじゃないですかね？個人でももらえるようになっているんですから。

（大橋委員）

でも、補助がなくてもいろんな方が札幌で個展を開いたり、いろいろされていますよね？

（舟木委員）

それは知らなかったのかもしれないです。ただ、個人に出せるようになっているので、条件をクリアしたら、一応ここに抵触しない限り、行政としては補助していくというのがこの要綱なので、委員会でどこまで条件をつけられるかというのは、また別の話かなと。

（林委員）

委員会がどこまで判断できるのかというのは、実績がわかるものが書類で出ていないのに、わかりませんよね？実績を判断しなくていいならこの会議を開く必要はないじゃないですか。我々の会議を根本から否定することになるので、だから、資料をちゃんと整えてもらうことと、少なくとも会場では商談を整えて売るということをしないで、それは後からにしてください。やっている場で行うのなら、それは商売になってしまうので、名刺を渡して後からご連絡くださいでいいでしょう？商談やってはだめだと僕は言っていない。そういうことをきちっとご本人にお伝えすべきだと僕は思います。確認と、あと現在の資料だけでは判断できないので、どこでなにをしたのかわかるような、判断できるような資料をもらって、実績がないんだったら石狩市民に対する実績をまず作っていただけませんかとか、機会を作って発表してくださいと、そのくらい本人に対して言うべきだと僕は思います。

（木村委員長）

わたしは林さんの意見に全面的に賛成ではありませんけれども、今までの実績を示す資料をちゃんと出していただくということについては、賛成です。その場で売っちゃいけないというのは、すごくグレーなんで。プロの作者が来場した人にぜひ売ってくださいと言われたときに、商談の話になったときに、それを売ってはいけないというのは、どうなのかなとわたしは思います。どちらが正しいかはわたしもわかりませんが。プロで、芸術活動で生きていこうとしている人が個展をやって、売りたい、買いたいという人がいたときに、それはだめだというのは、個展をやるなということと同じことだと私は思いますので。

(林委員)

だめとはいっていません。その場で販売促進をすることがまずいということです。後からならやってもいいと思いますけれども。

(木村委員長)

意見が違っていいんですけれども、いま一致しているのは、少なくとも申請者の実績について、もう少し、例えば、いつどういう展示会を行ったとか、どういう賞をもらったとか、そういう書類をちゃんと出してもらおうということ。まずそこですね。売ってはいけないということは、意見がちがいますが、そこはみなさんの多数の意見に委ねますが、それは芸術表現の自由にかかわる気がするので難しいと思いますが。

(大橋委員)

われわれが判断できるのは、展示を主目的としているか、販売を目的としているかというところをはっきりさせて、販売を目的としているというのであれば、これはダメだと思います。内容が展示会とか作品展であれば展示かと思いますが、個展だと販売も入っていると思います。

(木村委員長)

そこは意見が違うのだけれども、少なくともこのままでは認められないという意見は一致しているので、まずは実績をだしてもらおう。あと、意見の中では、絵を鑑賞してもらっただけではなくて、販売につながるのではないかという疑問がでましたと。これは伝えてもらっていいと思います。それと、実績がでて、東京にどんな絵をもっていくかを石狩の人に見てもらおうというのが満たされれば、認めていいですか？

(林委員)

今回、この「東京」というのがでてきてますよね？なぜ東京なのか。きっかけはなんなのか。どういう意図をもって東京なんですかという、そのあたりをもう少しわれわれがわかるような状況になるように、事情を聞いてみるべきだと思います。なぜ東京なんですかと。ぜひ東京でやりたいという理由がはっきりすれば、いままでグレーだった部分がわかって、判断が明確になってくと思いますので。資料がなければ、今ここでいくら話しても同じことの繰り返しになるだけなので。そういうデータをきちっと集めていただきたいと思います。判断資料は、できるかぎりたくさん集めていただきたいと思います。

(木村委員長)

実績とそれから東京でやる理由ですね。東京でやってはいけないと言っているわけではなくて、なぜ東京でやるのかという理由を明確にしてくださいと。それと、石狩市民がそれを見ることが出来る機会を作ってくださいと。例えば実績とか、東京の理由とか、その判断についてはこのあと事務局にまかせていいですか？

(林委員)

結局何かをやっていれば、石狩美術協会でこういうことをやっていますという実績や経歴があ

るはずですよ？そういうデータがほしいと言っているんです。

（木村委員長）

だから資料をちゃんと示してくださいということです。私たちがいま推測で話しているけれども、その根拠となるものをちゃんと出したうえで、判断したいということです。そこがでてくれば、ある程度事務局の判断でお任せしていいですか？それとも、もう一度社会教育委員会議で実績の書類を確認したほうがいいですか？

（大橋委員）

ただ、過去の交付事業一覧をずっと見ていると、市民に還元する場合は、ほとんど石狩市を中心とした場所で発表されています。今回東京と出てきたので、発表の場についても検討する必要があると思います。

（木村委員長）

今までは信頼だったんですよ。こういう人たちがこういうことをやっているの、それは助成してあげたほうがいいのではないかという、決して厳密な議論をしていたわけではないと思うんですよ。でも、今回の申請者については、全然みなさんわからない方なので、申請者自身が信頼を積極的に作って、どうどうとお金を使ってやるかということが問われているので、その信頼を得るためには、やはりご自身の実績や、なぜ東京でやりたいのか、こういう芸術作品を作ったので、ぜひ見てください。この絵を東京にもっていきます。とかを、石狩市民にわかるようにしてから行ってくださいということです。あとは書類がでてきたところで、今日の議論をふまえて事務局で判断していただいていいですか？あとからもちろん私も見ますが。

（永田委員）

次回の社会教育委員の会議では間に合いませんか？

（木村委員長）

個展が2月なので、次回の来年2月頃の社会教育委員の会議では間に合わないです。結果としてダメになる場合ももちろんあると思います。

（伊藤課長）

社会教育委員の会議は年3回開催する予定で予算組みをしております、今回は2回目です。そこから考えると来年の3回目での話し合いでは決定が遅くなってしまいます。役所は年度主義ですので、3月までに実施したものを新年度分でまた改めて出すということはできません。

（木村委員長）

事務局に任せるにはちょっと心もとないというのであれば、例えば林さんとわたしでだしてもらった書類を確認するというのはどうですか？一番厳しい意見の人が見ることが、後からの不審につながらないので。その人が納得すればみんなが納得するので。どうですか？次の社会教育委員の会議を待つのではなくて、事務局にやっていただいて、事務局とわたしたちが懇談しながら

判断する、それでいいですか？

(各委員)

はい。

(林委員)

この要綱の内容とか、あるいは受け付けるときに、どういう資料を用意したらいいのかということ行政のほうで受け付けた段階で、個展ならこういう資料が必要ですからという話をさせていただいて、いまのような議論をふまえて、今後同じような申請がでてきた場合は、必要かどうかは別として、できるかぎりの判断するための資料をたくさんだしていただく。社会教育委員の会議は年2回しかできないので、ぎりぎりじゃあ、これでやりましょうという見切り発車みたいなことにならないように、できるだけ資料をたくさん集めていただければ、我々もすっきりしていいのではないかと思います。

(伊藤課長)

はい。今林委員がおっしゃったように、今後申請を受け付ける際には、できる限りの資料を求めるということで進めていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(木村委員長)

はい。ではよろしく願いいたします。それでは、次に石狩市の教育プランに移りたいと思います。事務局から説明をいただきたいと思います。

(斉藤主査)

はい。それでは教育プランにつきまして、所管の総務企画課から古屋主査が今日は説明にきておりますので、古屋主査のほうから説明をしてもらいます。お願いします。

(古屋主査) **【資料に基づき説明】**

(木村委員長)

それでは、いまのご提案に基づいて、意見を出していただきたいのですが、一応、これは、わたしの意見として、今までの社会教育委員の活動を踏まえながら、どのように社会教育について考えるかというものを用意してきましたので、ちょっと見ていただきたいと思います。これと今日の枠組みがだされていますので、それでご意見いただきたいと思うのですけれども。これは教育プランという形ですけれども、なかに含まれているのは、いわゆる社会教育法という社会教育計画をつくるというのは、社会教育委員の役割ということになっております。市町村によっては、いろんな作り方があります。策定委員会を作って、社会教育計画だとか生涯学習教育計画を作るというやり方もあります。石狩市では、少なくともわたしがかわった前の話し合いでは、教育プランに社会教育委員の意見を反映させるという形で、いわゆる社会教育計画にかかわってきたというところですね。一応この進め方がどうなるかという議論はまた別にあるんですけれども、どういうことを計画の中にあげさせてもらいたいのかというのをまとめましたので、これも踏まえて、あと、さっきの提

案も踏まえて、皆さんの意見を聞きたいと思います。教育プランへの提案。石狩市社会教育委員の会議。木村作成。私たちは、社会教育委員の会議としての取り組みや教育委員会の事業を通して私たち自身がすすめた学習の成果を踏まえて、教育プランについて、以下の諸点を提案します。1. 子どもたちの現状とその課題について、学校と関連行政担当者と社会教育関係者がその理解を共有できる場を作ります。石狩市では、学校教育を除く子どもたちを対象とした事業や、子どもたち自身の活動の支援は福祉行政など教育行政以外の行政が所管しているものが少なくありません。一方、コミュニティ・スクールなど学校教育への住民の参画、社会教育との連携がますます重要になっています。また、学校でのいじめをなくすなど、既に様々な課題で協議と協働を必要とする機会が増加しています。子どもたちに関わる情報を日常的に交換し、問題の所在について理解を共有し、解決を考えあう場が不足しています。例えば、社会教育委員の会議には、幼児教育や学校教育の専門家が社会教育委員として参加していても、いまそれぞれの現場で生じている問題、とくに地域住民にも共有されるべき問題について話し合う機会は必ずしも十分ではありません。そのため、教育委員会や教師と社会教育委員が話し合い、どのような点で協力が求められているか、また可能なのかについて定期的に話し合う場が必要です。今まで社会教育委員と教育委員の間の懇談というものをもったことがあります。わたしたちが要望して、機会を設けていました。必ずしも、社会教育委員の全員が参加するかどうかということについては、検討する必要がありますけれども、少なくとも子どもをめぐって、社会教育委員としての考え方をきちんと話をする場、あるいは、学校教育の現場でいまだんなことが問題になっていて、社会教育にどのように関わってもらいたいかなというようにお互いに意見を言う場が必要だということが一つ。それから、2番目は高齢者が学習を通じて社会参加を進めることができるように、尊敬と信頼のゆるやかなネットワークを作ります。これは今社会参画ガイドブックを作っていますが、そこでいま皆さんがヒアリングをさせていただいたので、その中で取り組んでいくことになります。地域の高齢化が急速に進んでいます。市民活動も参加者やリーダーの高齢化がすすむ一方で、石狩市はリタイア後、自らの経験や知識を生かして社会貢献したいと考えてシニアがたくさんいらっしゃいます。このようなシニアが様々な社会参加に気軽に一步踏み出せるよう支援することが重要です。例えば、「学校ボランティア入門講座」をいしかり市民カレッジの協力を得て開講し、受講者の受講後のボランティア活動などの経験を評価して、コミュニティ・スクールの運営に参加するなど、高齢者が学びを通じて社会参加することを支援します。生涯学習という考え方が日本の社会教育に導入され始めた時期は「いつでも誰でもどこでも」ということで、多様な学習機会の情報が紹介され、講師の情報も同時にデータベース化されましたが、残念ながら、生涯学習では、学習したことがそのまま講師の「能力」を証明するわけではなく、自分たちの活動や学習に対して適切な「ちょうどよい」指導と助言ができる人だとは限らない場合もあるのです。市民活動や学習活動の経験が評価され、そのような「人材」を紹介しあうようなゆるやかなネットワークを構築することが求められています。これはあんまり厳しくするといけないので、例えば、講師の人がとても良いお話をしたりとか、私たちの活動に参加してくれてすごく大事な役割を果たしましたとか、そういう人をお互い紹介しあうようなネットワークを作るということが石狩市らしくていいのではないかなという提案です。3番目は合併によって日本海沿岸に大きく広がった石狩市の市民として、新たな市民としてのアイデンティティを確立するために、新たな「いしかり学」を公民館・博物館・図書館の協働を通じて創造・発展させるとともに、これらの学習を通じて、石狩・厚田・浜益の地域をつなぐ（その中には先住民族であるアイヌの人々の歴史や役割が含まれています）、「多様性」や「共生」も含むトータルな「いしかり観」を形成するために、

この地域の自然環境や歴史、文化を学ぶ機会を設けます。ようするに、旧石狩の人たちは厚田・浜益のことをあまり知らない。たぶん石狩市とはどういうところかという説明をした場合、旧石狩に住んでいる人と、厚田と浜益に住んでいる人とは、全然違う説明をするのではないかなと思うんですね。もっとその前段、トータルにとらえて、石狩市とはこういう素晴らしい街だよとみんなが言えるような、そういう学習の機会を設けたらどうかという提案です。次に4番目は学校統廃合後の、コミュニティの人のつながりをより力強いものとし、その支え合いの機能を高めるための学習を支援します。このあと、どんどん学校の統廃合がすすむと思います。わたしは学校がなくなった地域がその後発展するということを聞いたことがありません。確実に市民の活動の拠点が失われるということについて、みんな不安をもっているわけですよね。学校がなくなった後に、どうやってコミュニティの核となる場所を作るのかとか、どういうつながりで支え合いをこれから維持していくのかとか、そういうことを市民のひとたちが考えるときに、それをちゃんと支援するようなことが必要だということです。ちょっと具体性にかけていますが、こういうことが、ここ数年間社会教育委員が取り組んできたことの中から、こういうことが課題となるということなのではないかなと思います。全然具体性にまだ欠けていますし、みなさんももっといろんな意見があると思うので、これではだめだとか、もっとこういうことについて取り組むべきだとか、そういう意見をいってください。たぶん正直言って、行政とのやり取りがまだ、すごく柱みたいなものしかできていないので、それをより豊かなものにするためには、みなさんが積極的に意見を言っていただくということが大事だと思います。残念ながらですね、この後、みんなで集まって同時に話をするという機会はないと思うので、あとで話しますが、ガイドブックの進行のこともありますので、個々であつまる機会はあると思うのですけれども、ぜひこの際ですので、みなさんのご意見を今日聞きたいと思います。いかがですか？

（高橋委員）

厚田学園が来年度からスタートすると思うんですけれども、ここには書かなくてもいいのかもしれないんですけれども、これはどういうふうに見守っていくとか、初めての取り組みになるので、注目されていると思うのですが。

（木村委員長）

厚田学園は、これからの石狩の教育の在り方にとってもすごく大事だから、みんなで応援しましょうというようなことですね？直接ではないけれども、少なくともそういうことが大事だということが示されるような、表現をいれてもいいということですか？

（高橋委員）

それから統廃合。石狩小学校や、聚富等がなくなって統廃合になるので、そのあたりも含めて、どうなるか目を向けていかなくてはいけないなと。

（二上委員）

学力はもちろんですが、家庭がちゃんとしていないと、子どもたちの教育はできないとおもうんですね。今の子どもたちがやらなければいけないことは、すごくたくさんあるんです。宿題もたくさんあるし、子どもにも親にも余裕がない。余裕がないものが集まっているので、ストレスがたく

さんたまる。学校の教育にもう少し余裕をもてたらいいと思うんですよね。子どもたちは、時間に追われてほっとできる場面がないと思う。もっと余裕のある教育を考えていただきたいと思う。余裕という単語をどこかに入れてほしいと思う。

(木村委員長)

いま言ったように親たちが考えているんだということを伝えるということがまず大事なことで、地域とか家に帰った時に子どもたちがどういう風になっているのかということを、学校の先生や教育委員会の人たちと一緒に話し合っ、どうやったらもっと良くなるのかという話し合いの場をきちっと設けたほうがいいのではないかな。私は石狩市の社会教育は、子どものことはむしろ他の行政がやっている、今年、社会教育主事講習で実は恵庭と江別と石狩とみんなグループに別れていったんですけども、恵庭や江別は子どものことを中心にみんな議論をしていたんですが、石狩はどちらかというと、私の責任もあると思いますけれども、社会教育委員の会議ではいままで子どものことをほとんど話してこなかったのは、たぶん行政の仕組みがそうなっているからかということもあると思うんですよね。そこをどういう風におぎなうのかということがすごく大事なことでとぼくは思います。だからどういうふうに具体的にやるのかということまでは提案していませんので、そのことも踏まえて、ちょっと話し合っただけだと思います。

(林委員)

教育委員や教師と社会教育委員が話し合い協力できる場があればいいという意見ですが、こういう機会がぜひあればいいなと、非常にいい意見だと感じました。あと、生涯教育の中で、自分たちの活動や学習に対して適切な「ちょうどよい」指導と助言ができる人だとは限らない場合もあるのですという部分ですが、その通りで、わたしもそれを感じています。この部分を口頭でもう少し説明をいただいてもいいでしょうか？

(木村委員長)

色んな能力をもっているひとがいても、そのひとが生涯学習を希望するグループに派遣されて、必ずしも適切な指導ができるかというと、必ずしもそういうわけではない。いろんな生涯学習の機会学ばうけですけども、まず、生涯学習というものは試験がないわけですから、その人が学習を通じてどんな能力を身に着けたかというの、必ずしもそれが証拠にはならないわけですね。だからといって、その人に何も能力がないと言っているわけではなくて、たまたまその人の、場がいまいっぱいあるので、その時に、この人がこういう役割を果たしましたよとか、あの人に来てもらったらすごくみんな喜んでそのひとのお話を聞きましたよとか、そういう情報がきちんと共有できればもっとみなさんが活躍できるようになるのではないのでしょうか？あの人全然だめだとか、そういうことではなくて、あの人こういうことをしてくれたよというふうに皆が敬意を表しあうような、そういうネットワークにしましょうとそういうことです。評価を強めにして、この人にもできないからやらせないというようなことではなくて、もっと一人一人の経験を適材適所みたいなことを尊重しながら、みんなが活躍できるように、そういう地域社会を作っていきましょうということです。そういうニュアンスをこめて、こういう書き方をしました。

(林委員)

ありがとうございました。あと、一番最後の４番目の学校が統廃合になった後について、市民の活動の拠点が失われるということ、ほんとうにそう思います。同感です。

(木村委員長)

皆さんが不安なことに対して社会教育としても、ちゃんとどうしたらいいかということを、例えば今までの統廃合の中で、学校がなくなってもなんとかしているような地域の経験について聞く機会だとか、どんな工夫をしているかだとかそんなことをみんなまとめて、みんなで頑張っていこうというような取り組みをちゃんと支援できるようにしたらいいのではないのでしょうかということです。他にいかがでしょうか？たぶん、さっきのスケジュールだともうそんなに余裕がないと思いますけれども、１０月いっぱいくらいだったら、こういう意見がでましたよということを届けば、ある程度、どの程度反映されるかわかりませんが、参考にさせていただけるということですよ？わたしは事務局に申し出ていただければ、わたしと大橋先生と一緒に伺いしてできるだけ反映させるようにしたいと思いますので、もし気が付いたことがあれば事務局にいつてくださればと思います。以上ですよ。これでよろしいでしょうか？今日はどうもありがとうございました。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

令和元年１１月１８日

石狩市社会教育委員の会議 委員長 木村純 印